平成２３年（フ）第１３８９号
京都市東山区一橋宮ノ内町22番地
破産者　小野善一こと　小野　善一
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６９３号
兵庫県西宮市山口町上山口３丁目21番36―303号、前住所兵庫県西宮市山口町上山口３丁目14番19号
破産者　蛭子電工こと　蛭子　敏男
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第６９４号
兵庫県西宮市山口町上山口３丁目21番36―303号、前住所兵庫県西宮市山口町上山口３丁目14番19号
破産者　蛭子　良子
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第８４１号
群馬県沼田市高橋場町1882番地16、前住所兵庫県芦屋市平田北町２番12―605号
破産者　青柳　和吉
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４０９号
奈良県大和郡山市額田部北町571番地１　中津ハイツ102号室
破産者　田中卯佐美
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第３５号
奈良県五條市二見４丁目３番64号
破産者　鶴岡　昌芳
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所五條支部

平成２３年（フ）第４５８号
和歌山市有家316番地の６
破産者　ＷＥＳＴこと　西　　淳
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１２６号
岡山市中区浜３丁目８番12―10号
破産者　田邉　哲郎
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第４０号
山口県萩市大字平安古町77番地12
破産者　新郷眞理子
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所萩支部

平成２３年（フ）第９３号
徳島市末広２丁目１番121号
破産者　大久保　理
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５０号
山口県周南市大字櫛ヶ浜23番地の６、申立時の住所愛媛県松山市千舟町７丁目12番地30
破産者　江口　貴子
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１６７号
福岡県久留米市南２丁目３番２―23号
破産者　土田　町江
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第１６２号
佐賀県佐賀市金立町大字金立2212番地11、申立時の住所佐賀県佐賀市金立町大字金立1459番地３
破産者　香田喜美子
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１６３号
佐賀県佐賀市金立町大字金立2212番地11、申立時の住所佐賀県佐賀市金立町大字金立1459番地３
破産者　香田　広子
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４３８号
佐賀県三養基郡みやき町大字中津隈字宝満谷3722―１、申立時の住所佐賀県三養基郡みやき町大字簑原1644番地19
破産者　前田鉄筋こと　前田　　保
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２９４号
佐賀県三養基郡上峰町大字前牟田1796番地
破産者　大坪　博行
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

破産手続終結

平成２３年（フ）第２５９４号
東京都墨田区錦糸２丁目13番５号　ＭＰＣビル201号室
破産者　株式会社東京ダンケ
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２８０６号
愛知県北名古屋市九之坪下葭田135―１　ＧＫビル２階、商業登記簿上の本店所在地愛知県北名古屋市弥勒寺東３丁目34番地
破産者　株式会社ソリッドマイクロ
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３３６３号
東京都新宿区西新宿２丁目４番１号
破産者　株式会社エグゼ
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部